盛土規制法 許可・届出フロー

主に開発設計者、 建築士向け

- ●規制区域内において建築行為を行う場合で、宅地造成若しくは特定盛土等を行う場合は盛土規制法の規制の対象となりますので、事前に許可・届出を行ってください。
- ●許可が必要となる場合、建築確認申請の際に、盛土規制法の許可証の写しを添付してください。
- ●このフロー図は手続きの流れを整理したものとなります。ご不明な点は熊本県建築課・熊本市 都市安全課へお問い合わせください。
- (注1) 令和6年11月時点で、熊本県内の規制区域は、旧宅造規制法に基づき指定した区域のみです。(熊本市及び荒尾市の一部)
- (注2) このフロー図は、建築行為に伴う造成行為に関するものに限り掲載したものです。盛土規制法においては、宅地造成以外の造成行為及び土石の堆積を行う場合についても、規制されますので、ご注意ください。

